

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年2月19日 17時20分ごろ
発生場所	長崎県対馬市千尋藻漁港北方の干出浜（岩） 対馬長崎鼻灯台から真方位304°2,280m付近 （概位 北緯34°25.3′ 東経129°22.6′）
事故の概要	漁船善漁丸は、西進中、干出浜に乗り揚げた。 善漁丸は、船首部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月23日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 善漁丸、7.3トン NS2-17174（漁船登録番号）、個人所有 第290-49135号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約110cm
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首約0.2m、船尾約1.8mの喫水により、千尋藻漁港東方約10海里（M）の漁場から同漁港北方に向けて帰航を始めた。 船長は、真方位約270°の針路で自動操舵とし、背もたれ付きの椅子に腰を掛け、千尋藻漁港東方沖4M付近に至った頃、もうすぐ同漁港に到着すると思っていたところ、居眠りに陥った。
分析	本船は、船長が、居眠りに陥ったことから、千尋藻漁港北方に向かう針路で航行したものと考えられる。
原因	本事故は、本船の船長が、居眠りに陥ったため、千尋藻漁港北方に向かう針路で航行し、同漁港北方の干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。